

## 事業主の皆さんへ

### 給与支払報告書の提出がお済みでない事業所はお早めに

給与支払者(法人・個人問わず)は、給与支払額の多少にかかわらず、すべての従業員等(パート、アルバイトおよび短期雇用者等も含む)の給与支払報告書を作成し、従業員等の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市区町村長へ提出することが義務付けられています。

(地方税法第317条の6)

令和7年分の給与支払報告書の提出期限は**2月2日(月)**です。お済みでない場合は、お早めの提出をお願いします。

なお、普通徴収切替理由書兼仕切紙の請求や給与支払報告書の記入にあたり、不明な点などありましたら、担当までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

## 佐久税務署から確定申告のお知らせ

### 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします

期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日祝日を除く

場所 佐久税務署 別館2階会議室

時間 相談受付：午前8時30分～午後4時

相談開始：午前9時から

上記の確定申告期間中に来署する方は、

国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。

確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を行っています。

#### 【来署する際にご持参いただくもの】

- お使いのスマートフォン
- マイナンバーカードおよび設定したパスワード2種類(数字4桁のもの・英数字6～16文字のもの)
- 申告に必要な書類(収入や控除に関する書類)  
例：給与や年金の源泉徴収票、生命保険料等の控除証明書など

#### 《申告書等の送付先について》

郵送先 〒385-8622 関東信越国税局業務センター佐久分室

※郵便番号と名称をご記載ください(住所の記載は不要です)。

◆確定申告に関する情報や、ご不明な点がございましたら、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460(代表)

当日の相談枠には  
限りがありますので、  
オンライン事前予約を  
おすすめします。



国税庁LINE公式  
アカウント



国税庁ホームページ  
<確定申告特集>

## 町民税・県民税の申告

### 町民税・県民税申告が必要な方

町民税・県民税申告は郵送で提出することができます。

希望される方は税務課住民税係までお問い合わせください。

令和8年1月1日現在で、御代田町内に住所がある方は、町民税・県民税の申告が必要です。

- 収入がない方(親族の扶養として申告されている場合を除く)
- 遺族年金や障害年金など非課税所得のみで、保険料や公営住宅の家賃算定等のために申告の必要がある方
- 合計所得が1,000万円以上の配偶者の扶養となっている方(年末調整されていても給与支払報告書には扶養となっている旨が記載されないため)
- 町外に住所がある人の扶養親族となっている方
- 収入が400万円以下の公的年金等のみで、源泉徴収票に記載されている控除のほかに追加する控除や扶養親族がいる場合(所得税の確定申告をする場合を除く)
- 事業所得や雑所得、一時所得などの収入がある方で確定申告の提出が不要な方
- 給与所得者で、主な給与以外に20万円以下の所得がある方

ただし、次に当てはまる方は、町民税・県民税の申告は必要ありません。

※②③は、所得税の確定申告が不要となる方で、追加する控除(生命保険や医療費控除など)もないことが前提となります。

- 令和7年分の所得税の確定申告をする方
- 1ヵ所からの給与収入(年末調整済)のみで、勤務先から「給与支払報告書」が町に提出されている方
- 公的年金収入のみで、支払先から「公的年金等支払報告書」が町に提出されている方
- 収入がなく(または非課税所得のみ)町内に住所がある親族の税扶養となっている方

## 所得税の確定申告

### 所得税の確定申告が必要な方



事業収入(農業、営業、不動産等)やその他の所得(一時所得や土地・建物の譲渡所得など)がある場合や、給与が複数力所から支払われている場合など、所得税の納付、還付が必要となる方は、確定申告をしてください。

#### 主な収入が給与や公的年金の方で確定申告が必要となる一例

##### 主に給与収入の方

- 給与収入を年末調整されていない方
- 年末調整された給与以外に収入があり、年末調整された給与を除く給与収入とその他の所得の合計が20万円を超える方
- 給与収入が2,000万円を超える方

##### 主に年金収入の方

- 公的年金収入が400万円を超える方
- 公的年金以外に所得があり、その所得が20万円を超える方



確定申告が必要な方

申告不要制度等により、確定申告義務がない場合でも、各種控除(生命保険や扶養控除、医療費控除など)等を申告することで、源泉徴収されていた所得税が還付されることがあります。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告が必要な方」をご確認いただき、判断がつかない場合には、佐久税務署へお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

町民税・県民税の申告に関すること 税務課住民税係(32)3126  
所得税の確定申告に関すること 佐久税務署0267(67)3460